

美浜の会 ニュース		No. 144
		2016. 12. 19
美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会) ⇒ ホームページURL http://www.jca.apc.org/mihama ⇐		頒 価 300円 購読料 年2千円

原発事故避難者の住宅無償支援の継続を！

各自治体に、まずは独自政策で支援の継続を求めよう

大阪市：避難者受け入れの家賃分等で、5年間に4.7億円が市の財政へ

安定ヨウ素剤の30km圏事前配布を求める運動を連携して強めよう

[1] 原発事故避難者の住宅無償支援打ち切りに反対し、継続を求めよう

東電救済と原発推進のためには巨額の国民負担を強いながら、避難者救済は打ち切られている。最も差し迫っているのが、「区域外避難者」（自主避難者）の住宅無償支援の来年3月打ち切りだ。国は避難区域の解除を強引に推し進め、次はその避難者の住宅無償支援の打ち切りを狙っている。年間20ミリシーベルトを基準とした帰還政策と表裏一体だ。

2012年に議員立法で成立した「子ども被災者支援法」は、「避難の権利」を認めているが、そのための最低限の措置である住宅無償支援は打ち切れようとしている。避難者の正確な人数さえ把握されていないが、復興庁の発表でも（2016.11.10現在）、福島県の避難者は約8万4千人、その内県外避難者は4万人にも達し、事故から6年近くになろうとしているが避難生活は続いている。

全国各地で、住宅無償支援の延長を求める活動が続けられ、20万人を超える「原発事故被害者の救済を求める署名」、地方議会での陳情採択や意見書等が次々にあげられている。

また、「福島県からの要請」が3月末で切れる中、北海道、米沢市、宝塚市等の自治体は、独自の政策として一年間の無償支援延長を決めた。さらに、篠山市や鳥取県では現在も避難者を新規に受け入れ、住宅無償支援を当面継続することを決めている。

3月末に迫っている自主避難者の住宅無償支援打ち切りに対して、自治体の独自策として継続するよう各地で求めている。同時に、日弁連等が主張しているように、災害救助法による原発事故被害者の救済には限界があるため、根本的な見直しを求めている。

◆無償提供の家賃分として、受け入れ自治体に特別交付税等が支給されている

大阪市の場合：家賃・駐車場代等で、5年間に4.7億円が市の財政へ

原発事故被害者の住宅支援等は、自然災害を想定した災害救助法を基本としている。そのため、被災県（福島・宮城・岩手）からの要請を受けて、他府県が避難者受け入れ等を実施した場合に災害救助法が適用される。法では、避難所（みなし仮設住宅として、受け入れ自治体の市営住宅等が該当）の提供期間は2年間で、その後1年ごとに延長することになっている（これはプレハブ仮設の耐久性等を前提にしているため）。住宅無償支援もこれを前提にしているた

め、多くの避難者が批判しているように、毎年の更新で先の展望も立てられない状況に置かれている。東日本大震災は、これまでの自然災害と比べて被害が甚大であったため、災害救助法による「求償」に加え、「被災者受け入れに係る特別交付税」で財政措置が取られている（求償：被災県からの要請により避難者支援等にかかった経費を、被災県に請求し支払いを受ける）。受け入れ自治体が、「福島県からの要請が終了したため」と理由づけるのは、求償や特別交付税が被災県からの要請を前提にしているためだ。

他方、受け入れ自治体は、「避難者を受け入れたことで、市民への行政サービスが低下することもある」と語り、それによって避難者は「受け入れ自治体にお世話になっている。世話になっている身なので、自分たちの要求ばかりを強く言えない」という雰囲気がある。

しかし、無償で提供されている住宅費用は、求償や特別交付税によって基本的に賄われている。「子どもたちに未来をわたしたい・大阪の会」が大阪市から入手した資料では、この5年間で無償提供の市営住宅や駐車場代等で、約4億7千万円が国の特別交付税から大阪市に支払われている。事務費用として避難者一人当たり年間約4万円、転入学生徒への補助金、敬老パス等々の費用も含め、請求額の8割が大阪市に支払われている。さらに、エアコンリース代・網戸設置代等々は、基本的に被災県に求償し、被災県が国に請求し、国から大阪市に支払われている。この仕組みは、どの自治体でも同様だ。避難者にとっては「無償」住宅だが、受け入れ自治体が市の予算で賄っているわけではない（6頁参照）。大災害なのだから、公的資金を使った支援が行われるのは当然のことだ。

避難者に提供されている住宅は、入居希望のない空き家住宅等が多く、通常ならば市営住宅の家賃収入は入らないが、避難者を受け入れたことによって国の特別交付税等から支給される。そして、大阪市に入った約4.7億円は一般支出に使えることになっている。

◆各自治体に、特別交付税等による収入を住宅無償支援継続に使うよう求めよう

これまでに特別交付金等で入ってきた収入を財源とすれば、当面は自主避難者の住宅無償支援は継続できる。無償支援が打ち切られれば、公営住宅に入居できたとしても、敷金（家賃3ヶ月分）と家賃の支払いに迫られ、家計は一層圧迫される。何の落ち度もない避難者が、原発事故により東電と国によって経済的に一層困窮の縁に立たされようとしている。

- 自治体の独自策として、これまで避難者受け入れによって得た特別交付税等の収入を住宅無償支援継続のために使うよう求めていこう。
- 各自治体に、これまで特別交付税や求償による収入の資料を公開させよう。

住宅無償支援は、自主避難者だけの問題ではない。その先には、避難区域解除によって、現在は無償支援が続けられている区域内避難者も当事者となる。さらに、原発再稼働によって再び大事故が起これば、同じ道をたどることになる。まさに「明日は我が身」の問題であり、普遍的な課題だ。避難当事者・支援者と連携しながら、当面の無償支援継続を勝ち取ろう。

さらに、自然災害を前提にした災害救助法ではなく、原発事故被害の救助・財政支援を抜本的に見直すよう国に求めよう。

[2] 各地の運動は連携して、安定ヨウ素剤の事前配布を求める運動を強めよう

川内原発・伊方原発の再稼働に続いて、玄海原発3・4号の再稼働が狙われている。関西では、高浜原発3・4号の津地裁の運転差し止め仮処分決定について、関電が抗告した大阪高裁は、わずか1回の審尋のみで、来年2月頃にも判断を下そうとしている。大阪高裁で仮処分決定が

覆れば、関電は早期に高浜3・4号を再稼働しようとしている。他方、12月18日に高浜原発の地元、音海（おとみ）地区自治会は、老朽原発高浜1・2号の運転延長に反対する意見書を採択した。原発の足元からの反対意見によって、関電の思惑どおりには進まない。

島崎氏が提起した「入倉・三宅式による地震動の過小評価」について、規制委は結局頬かむりをしたままだ。さらに、地震動評価で採用している「壇他の式」による矛盾の噴出・過小評価の問題にも蓋をしてしまっている（11頁参照）。

他方で、避難計画に実効性がないことは、要援護者の避難の問題においても、防災訓練においても具体的に明らかになっている。それにも関わらず、住民の安全などそっちのけで、国も電力会社も再稼働にまい進している。福島県の子どもたちに甲状腺がんが多発し（既に174人ががんまたはその疑い）、原発事故の健康被害は一層深刻になっている。

◆30km圏内で進む安定ヨウ素剤事前配布を求める運動

そのような中で、国の指針で事故時に避難が想定されている原発から30km圏内で、安定ヨウ素剤の事前配布を求める運動が強まっている。

稼働中の川内原発に隣接するいちき串木野市では、医師・薬剤師・保育園長・介護職員等々650名以上で、事前配布を求める陳情が出された。12月14日の総務委員会では趣旨採択となり、市議会から鹿児島県に事前配布を求める意見書が出されることになった。市民はこれを一層押し進めようとしている。

11月13日の琵琶湖集会で各地から報告があったように、30km圏内の京都府舞鶴市や福井県若狭町等でも事前配布を求める署名やアンケート調査・自治体申し入れが粘り強く取り組まれている。若狭の原発の隣接市町で構成する準立地協議会（小浜市・若狭町・南越前町・越前町）に対して、事前配布を県に求めるよう働きかけている。佐賀県でも、再稼働反対と安定ヨウ素剤の事前配布を求めて全市町に申し入れが行われた。避難計画を案ずる関西連絡会が実施した、京都・滋賀の30km圏内幼稚園・学童保育等へのアンケート調査でも、避難で心配な問題として、安定ヨウ素剤が入手できるのか等これに関するものが最も多かった。

事前配布を求める運動は、再稼働反対の運動と矛盾するものではない。被ばくを前提にした避難計画の下で、事故が起これば健康影響は甚大だ。再稼働しなくても使用済燃料プールには核燃料が保管されており、地震が襲えば大事故となる。枕元に原発がある立地県や30km圏内では、安定ヨウ素剤は甲状腺被ばくを防ぐ唯一の防護策だ。避難時に公民館等に並んでもらい配布するというが、安定ヨウ素剤を入手するために被ばくする。事前配布は最低限必要なことだ。

3.11の経験では、安定ヨウ素剤も入手できず、スクリーニングのために高い線量の中で長時間屋外で過ごしたり、避難所となった体育館で、町の職員は備蓄していた安定ヨウ素剤を配布しようとしたが、数が足りずにパニックになることを恐れ配布できず、配布できなかった自らを責めて精神を病んでいった等々の悲劇は数々ある。それでも、国は、30km圏内事前配布を拒んでいる。「孤立する集落等」と限定をつけて事前配布を認める姿勢を示しているが、現状では実績はない。住民の安全を守るという基本が、この国では放棄されてしまっている。

◆30km圏内で初の事前配布を進めるひたちなか市

東海村に隣接するひたちなか市は、東海第二原発から30km圏内に全市（約16万人）が入り、5km圏内にも1万3千人の住民が暮らしている。市は全国で初めて30km圏内の事前配布を決定し、8月から「薬局配布方式」で配布を開始している。事前配布に至る経緯等を聞くために、12月13日にひたちなか市を訪問した（8頁参照）。

事前配布に踏み切ったのは、3.11の経験が背景にあったという。大混乱の中で避難時に配布することは到底不可能で、市民の安全を守るためには事前配布が必要だという市長と職員の強い意志によって進められていた。

他方で、国と茨城県はこれを認めていない。30km圏内では、避難時配布用に、安定ヨウ素剤が備蓄されている。しかし国も県も、この備蓄用の安定ヨウ素剤を事前配布には使わせない。5km圏内の事前配布用も同様で、国の「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」で購入した分は事前配布に一切使えない。そのためひたちなか市は、国からの配布分は市内3か所で備蓄し、事前配布用は市の財政で購入せざるを得なかった。これが他の市町にも適用されれば、30km圏内自治体は備蓄分は使用できず独自に購入することになり、一層萎縮することになる。出る杭は打てと言わんばかりだ。

内閣府は、「薬局配布方式」という独自の配布方法は違法ではないが、原子力災害対策指針で求める「医師の立ち合い」を満たしていないと難癖をつけている。根底には、国の指針に抗って、30km圏内事前配布を決めたことがあるに違いない。「薬局配布方式」は、市民が都合のいい時に受け取れ、副作用の有無等も薬剤師と相談でき、医師の問診が必要な場合には受けることができる。市と医師会、薬剤師会が協力して進められている。防災訓練であったように、訓練を受けた自治体職員が1分程の「簡易問診」で避難時に配布する方式と比べれば、丁寧で安全な配布方法だ。「簡易問診」で良しとする内閣府に、「薬局配布方式」を批判する資格はない。

さらに深刻なのは、3歳未満用のゼリー状安定ヨウ素剤の問題だ。放射線の影響が強く、丸薬を飲めない乳幼児用には、ゼリー状タイプが開発され配布が始まっている。内閣府は7月に、全国の原発30km圏内の乳幼児向けに30万人分の配布を始めると発表した。30km圏外の自治体から要望があれば、来年度以降に配備を検討すると報道されている。福井県では、該当する乳幼児約1万4千人分を確保し、5km圏内では事前配布、30km圏内は役場等の丸薬備蓄場所で保管することになっている。

ひたちなか市も来年度からゼリー状の事前配布を開始したいと計画している。しかし、ゼリー状安定ヨウ素剤は、国が日医工（富山市）に生産を委託しており、国が認めたものしか生産できないような縛りをかけている。丸薬はヨウ化カリウム丸として薬扱いになっているが、ゼリー状は原発事故時のみのため、国が認めた分を交付金で発注している。原発事故用と限定はついているが、30km圏での事前配布は認めないとの規定はどこにもない。しかし、ひたちなか市は現状ではゼリー状の入手は困難な状況にある。50km圏で独自に丸薬の事前配布を実施している篠山市は、ゼリー状の入手方法について、市の原子力災害対策検討委員会で協議が続けられている。

◆事前配布を求める運動を交流し、自治体や国に対する運動を強めよう

島根県は、30km圏内の希望者に事前配布を認めている。この場合は、国の交付金を使用しているとのことだ。県がまとめて国に要求するため、県の姿勢によって状況が異なっている。

全国で初めて、30km圏内事前配布を開始したひたちなか市を孤立させてはならない。県や内閣府の対応を厳しく批判し抗議しよう。茨城県内では、同じく東海村に隣接し、全市30km圏内に入る那珂市の市長が事前配布に取り組もうとしている。茨城県内でも、全国でも、ひたちなか市や篠山市の取り組みを学んでいこう。

年明けには、各地の運動を交流し情報を交換する交流会を開こう。そのための準備を開始しよう。それを通じて、各自治体、国に事前配布を求める運動を強めていこう。再稼働反対の運動と連携して進めよう。